

B-1
77 476

B-1

一九四九年一月
二月

警言備日報會報綴

第三中隊

W.D.#
196499

例 某部隊ニ於テ兵ニシテ百四札ヲ以テ四千円ヲ所持シ
アリタルモノ或ハ戦死將校ノ通帳ヲ所持シアリタル
モノ等アリタリ

4. 対上官罪ニツキテハ充分ニ注意シ之ヲ徹底的ニ處断スルヲ
要ス(別ニ例ヲ挙ゲタル書類ヲ配布ス)

5. 民心ノ把握ニ着意シ特ニ独立ヲ許可セラレ喜ビアル現状ニ
鑑ミ此ノ時ニ充分ニ行フコト必要ナリ

之ガ爲背信行爲ヲ絶無ナラシムベシ日本ハ信義ノ國ナルヲ
兵自ラ自覺スルト兵ニ彼等ニ之ヲ示スヲ要ス

「パナイ」島ニ於ケル治安悪化ノ原因ノ一モ背信行爲ニアリ
又物ヲ「ネギル」精神ヲ捨テ價値ノアルモノヲ正當ニ求ムベシ

6. 統帥權承行ヲ嚴肅ニシ部下ニ過ヲ犯サシメザルコト
兵ヲ刑罰ニ處スルハ誰ノ罪ナルヤヲ反省スベシ

7. 防諜ニツキ比島ノ南太平洋ニ於ケル要点ニシテ絶ヘズ敵ノ
ス

8. 眼ノ指向ナレアルヲ思ヒ充分ニ注意スルヲ要ス
教育訓練ニ依リ戦力ノ向上ヲ計ルベシ訓練ノ爲ノ汗ハ戰場
ノ血ニ代ルモノナルヲ銘所スベシ

9. 訓練即討伐ノ精神ニ亦忘ルベカラズ
討伐ノ爲多忙ナルモ教育企画ニ基キ努メテ教育訓練ヲ實施
スベシ現在ノ状況ニ於テハ可ナルモ一度正規ノ軍對抗セル
時ニ思フ致スヲ要ス

10. 軍司令官第一線巡視後歩哨ニ關シ左ノ如キ注意アリ
又未ダ銃ヲ携行ヲ嫌ヒ或ハ行軍ヲ嫌フ者アリ

1. 任務ヲ知ラザルモノ守則ヲ理解セザルモノアリ
2. 對敵動作不適當ナルモノアリ

3. 銃口蓋ヲカケテ立哨シアルモノアリ
4. マニラニ於ケル軍紀風紀ニツキテ(副官ヨリ口述)

5. マニラニ於ケル軍紀風紀ニツキテ(副官ヨリ口述)

6. マニラニ於ケル軍紀風紀ニツキテ(副官ヨリ口述)

ニ討伐並ニ情報ノ収集ニツキテ

各隊ノ討伐ニヨル治安ハ一日ト恢復シアルモ三月末ヲ目途

トシテ更ニ徹底的ニ實施スベシ

ハ分屯隊ニハ成ルベク將校ヲ長トシ情報ノ収集ヲ容易ナラシ

ムベシ

情報収集上ノ注意並ニ中部若宗「ケソン」町襲撃ノ例（口述）

一 匪首ノ調査ニツキ州兵ノ他地方ト協カシ匪首名簿ヲ整理ス

ベシ

三 変装隊ハ可ナルモ敵モ又之ニ慣レ包圍等ノ策ニ出ツル場合

アルヤモ知レズ故ニ之ヲ要スル場合ニハ後方ニ一部ヲ跟隨

シ之ニ應ジ得ル如ク準備スルヲ要ス

又奇襲スル場合等ハ大イニ利用シテ可ナルモ晝間敵ニ察知

ナルコト明瞭ナル場合ハ避クルヲ要ス之軍紀風紀上ヨリ

モ必要ナリ

又爾今変装隊ヲ特別攻毒隊ト稱スル如ク師團ニ於テ定メラ

レタリ

四 討伐實施ニ関シテ更ニ追索ヲ徹底シ堅忍持久敵ヲ捕捉セザ

レバ引揚ゲアルノ覺悟ヲ必要トス

五 潜行的ナル匪賊ニ對シテハ顔見知等ヲ利用スルヲ可トス又

一 利用ハ充分ニ秘匿スルト共ニ掩護ヲ與フルヲ要ス

六 砲兵ノ他新兵等ヲ討伐ニ使用スルハ訓練未熟ノ敵匪ニ對

シテハ効果大ナリ

七 討伐ニ方リ婦女子ハ假令匪賊ノ家族ト雖モ之ヲ殺サザルコ

トニ注意スルヲ要ス將來ノ治安ニ影響ス

八 俘虜ノ取扱ニツキ（口述）

九 各産業会社等ニシテ不正ナルモノハ憲兵ト協カシ調査シ之

ヲ報告スベシ

三各警備隊ノ状況

ノ直轄地区

(4) 二月一日「キヤビニラ」東方地区ニ兵器(小銃拳銃)ヲ有スル十数
 名ノ敵匪蟠踞シ「アリト」情報(ルクハニ)警備隊ニテ捕獲セル
 俘虏(言)ニ依リ 泉大尉ノ指揮スル直轄部隊ニ。名ハル
 フバン 警備隊ノ主力ハ之ヲ急襲セリ

(4) 大ハ木少尉ノ指揮スル下士官以下十五名ハ二月二日「マウバン」
 西方十軒附近ニ潜入宿營セントシアル敵匪五(小
 銃ヲ有ス)「アリト」
 「マウバン」所長ノ報告ニ依リニ三
 〇〇歳發三日ロ三。〇ヲ期シ急襲セシモ遁走シ敵
 ヲ認メス

(4) 「チヤオ」警備隊 泉本少尉以下六名ハ「キナフハヤニ」(ドロ
 レス北方六軒)ニ潜入セル敵匪五アルヲ報ニ依リニ

月一日之ヲ急襲セシモ既ニ「タヤバス」方向ニ遁走
ミタルモノハ如ク敵影ヲ見ス

(一)「タヤバス」西南方地区(「タヤバス」サリアヤ間)ニハ敵匪三
〇(?)アリ兵器ヲ集メ隊員ヲ募リ「タヤバス」地
區遊撃隊ヲ結成セントシアリ

「タヤバス」所長ハ警察隊員ヲ指揮シ之ガ首魁「ア
ルフ」ド「タヒット」(別名「ペトリ」ビヤカス)以下ヲ逮捕セリ

又「井」ロ中尉ノ指揮スル十五名ハ其ノ本據ヲ掃蕩
シ兵器多敷ヲ回収セリ 五日迄ハモ、左ノ通り

- 獵銃 一三 同彈藥 五六 小銃 六 同彈藥 一七五
 - 拳銃 四 小銃 一 火藥 國旗 負韋 手入具等
- 尚引續キ探索中ナリ

右警備隊

(一)第六中隊長ノ指揮スル 一部二月二十七日以來「カパロシ」カ南方

山中ヲ掃蕩中敵約三〇ト交戦 尤、戦果ヲ擧ゲニ十九日一
部ヲ残置シ「マシ」ヲオニ歸還ス

- 遺棄死体 二〇 俘虜 五 小銃 一 同彈藥 二〇
 - 拳銃 一 同彈藥 一〇 獵銃 七 同彈藥 四二
- 我ニ損害ナシ

(二)第五中隊ノ一部ハ二十八日ヨリ「カ」ガアン「ハ」ニト東南ヲ約
五料敵糧秣集積所ヲ急襲セリ 同計伐ニ依リ「キ」ニオネス
專子監視以テ俘虜トシ 同人ノ言ニ依リハ「トル」コ「キ」ニオネス
ハ「マ」ト「ク」ト「ク」西南方山中ニアリト

(三)浜崎伍長以下二十名ハ一月三十一日ヒト沖海上ニ於テ舸ヲ有ス
ル敵百ト交戦(二時間ニ互ル)敵ノハンカーニ隻ヲ轉覆セシ
タル外多大ノ損害ヲ與ヘ退ス我ノ損害 戦死兵一戦
傷兵一 舟人夫 一〇

「サンミゲル」島、敵ハ「バンカー」ヲ利用シ海岸島嶼ニ
出沒シアリ。ピト附近ニハ海上ニ對シ既設陣地
ヲ構築シアリ。

(イ) 岩田少尉以下八名ハ三土日「コタンゴ」ヲ急襲俘虜一峯銃
獵銃一ヲ齒獲セリ。

(ホ) 大隊主力ハ三日ヨリ五日間ノ予定ヲ以テ「マトグトープ」
以南ノ徹底的掃蕩ヲ實施ナリ。

中 警 備 隊

(四) 月三十日 キナヤンカニ警備隊ニ一四名ノ投降兵アリ
ノ鮮毒ニ恐怖投降セシモノト見ラル

擄行兵器 獵銃ハ 峯銃 三 獵銃彈藥 五

峯銃彈藥 五

(四) 二月四日 主力討伐隊ハ「サニナルシ」北方六料「アポヨ」

掃蕩敵匪ニ獵銃ニテ捕獲ス

敵ハ「サニナルシ」ヘリス中間地區ニ行動シアルモ、如シ

々 左 警 備 隊

(イ) 一月二十日以來「シニロア」警備隊ニ通敵者 四 八 一名
投降セリ

(ロ) 第二中隊長ノ指揮スル一部ハ二月一日「サニタマ」ヲ巡

察中同町東北オ五料ニ於テ「ピラヒオ」ヲモス「匪團」ニ
ト遭遇シ之ヲ密滅セリ 戰果 遺棄死体一 捕虜

七 小銃 二 同彈藥 五。 獵銃 一 峯銃 一

(ハ) 大隊主力ハ四日ヨリ十日間ノ予定ヲ以テ「アシヘ」口嶺

山(「ヒート」大佐 マルコス少佐 本據) 北方地區ヲ討伐中

ナリ 尚河田討伐隊ニ捕獲セシ俘虜ノ言ニ依レハ
「ピストロ」大佐配下ノ準備兵力一〇〇。(小銃 九)ヲ有シタル

モノ、如シ

マ島警備隊

一般ニ敵匪ノ蠢動ハ活潑ナラス。ベネビス山ニアリ宣傳等ヲナシタルモノ、如シ。警備隊ハ諸情報ヲ蒐集シ討伐準備中ナリ

河田討伐隊

一月三十日、ホリリオ港發。同日一六〇。同地附近ニ敵匪多ク到着。情報蒐集スルニ、同地附近ニ敵匪多ク討伐中ニシテ、五日迄ニ捕セラル敵匪及通敵者ハ九十三名ナリ。イニフマシター附近敵匪ハ一月四日「カハリヘ」少佐同地没入ニ際シ加入シタルモノニテ、未タ編成ニ至ラス。兵器又有セザルモノ、如シ。

討伐隊ノ討伐續行ニ伴ヒ新ニ糧秣物品七日分ヲ補給セリ

長隊	
校	

警備會報

二月二十日

一 軍紀風紀特ニ敬礼ヲ嚴正ナラシムベシ。凡テ軍紀ニシテ軍紀ノ基礎ハ敬礼ニアリ。又之等ヲ熟知シタルモ、實行未ダ不徹底ナリ如何ニスルバ徹底スルヤヲ考究スベシ。

二 分散配置部隊ニ於テハ幹部ハ時々巡察指導ヲ行フベシ。各隊長ノ部下部隊裝備ノ状態ニ對スル関心及之ヲ充分ニ整備セントスルノ着意不充ナリ。

三 裝備ハ作戰上極メテ重要ナリ。常ニ之ヲ作戰ノ要求ニ應ジ得ル如クスルハ各隊長ノ責任ニシテ之ヲ行ハサル者ハ隊長ノ價値ナシ。例ヘハ戰鬥ニ方リ、其ノ他故障ヲ生ズル等ハ死スルトモ責ヲ購フニ足ラズ。

四 某隊ニ於テ討伐ノ為メ、配當スルニ重量大ナルノ故ヲ以テ之ヲ残置セリ。裝備ニ對スル觀念ノ誤リモ甚シ。